

# 鳥取縣公報

## 告示

鳥取縣告示第百二十四号

鳥取縣消防表彰規程を次のように定める。

昭和二十六年三月七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣消防表彰規程

### (目的)

第一條 消防に關しその功勞、功績特に顯著なものに対し、この規程によつて表彰を行い、その功をせん獎し併せて消防意識の高揚を図ることを目的とする。

### (表彰)

第二條 表彰は左の各号の一に該当するものについてその功勞、功績を考查して知事が行う。

一、災害の現場において功勞拔群の活動をなし他の模

昭和二十六年三月七日  
外 水曜日

範とするにたるもの。

二、紀律正しく技術熟達し且消防施設の改善を図り平素よく消防の使命達成に努めその功績拔群で他の模範とするにたるもの。

三、災害の予防警戒のため特殊の考案若しくは発明をなし、又は消防の進歩發展に特別の功績のあつたもの。

四、三十年以上勤続し功績が顯著なもの。

### (表彰の方法)

第三條 表彰は左の各号に定める方法によつて行う。

一、前條第一号及び第二号に該当する団体に対しては表彰狀及び表彰旗(別記第一号様式)を授与する。但し同じ団体を二回以上表彰するときは表彰旗を竿頭綬(別記第二号様式)にかえる。

二、前條第一号に該当する個人に対しては表彰狀及び

本畫ノ大キサハ國定規格A五判

この規程は昭和二十六年三月七日から施行する。

功勞章(別記第三号様式)を授与する。  
三、前條第二号乃至第四号に該当する個人に対しては表彰状及び功績章(別記第四号様式)を授与する。

(消防関係以外のもの、表彰)

第四條 消防関係以外のもので災害の現場において功勞拔群の活動をなし又は災害の予防警戒のため或は消防の進歩発展に特別の功績があつたものに対しては表彰状を授与する。

前項の表彰には賞品又は賞金を併せて授与することができる。

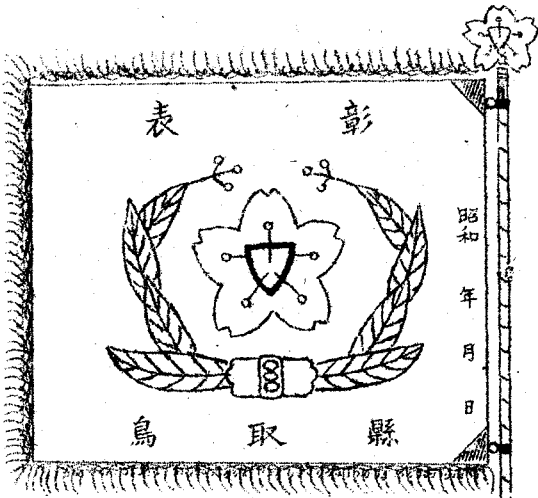
(表彰申請の手続)

第五條 市町村長は第二條各号及び第四條第一項に該当するものがあるときは、毎年一月十五日までにその事績を調査して意見を添え市にあつては直接、町村にあつては所轄の地方事務所長を経由して知事に申請書(別記第五号又は第六号様式)を提出しなければならぬ。

附則

(別記)

表彰旗(第一号様式)



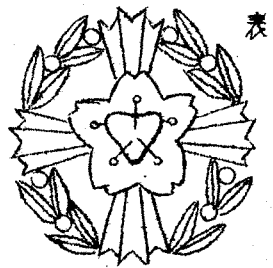
縦一尺八寸(懸)  
横二尺七寸  
絹地染坂  
地色 紺色  
文字 白色  
消防章 金色  
竿 三尺五寸

竿頭綬(第三号様式)



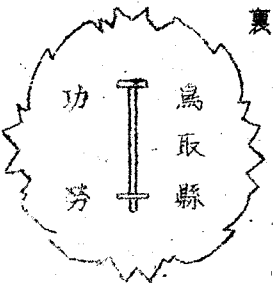
縦二尺七寸 横二寸五分 絹地黒字染坂

功勞章(第三号様式)



直径 一寸(懸)  
七宝裝 矢型白色  
消防章 金色

功績章(第四号様式)



型は功勞章と同様なるも矢型を赤色とする

裏 功勞章と同様なるも功勞の文字を功績にかえる

00329

功勞又は功績の 事實	表彰規程該当の 條項	賞 罰	職 氏 名 生 年 月 日	住 所	所 屬 團 體 名	項 目
						記 載 事 項

(第六号様式) 表彰申請書 市町村名

功勞又は功績の 事實	施設 (人員機材器具 消防勢力の理況 を上げた事實 過去に於て表彰 表規程該当條項	設 置 年 月 日	團 體 名	團 體 の 所 在 地	項 目
					記 載 事 項

(第五号様式) 表彰申請書 市町村名

昭和二十六年三月七日印刷  
昭和二十六年三月廿日発行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日)  
第三種郵便物認可

發行所

鳥取縣鳥取市東町  
鳥取縣鳥取市東町  
鳥取縣鳥取市東町  
鳥取縣鳥取市東町

鳥取縣  
鳥取縣  
鳥取縣  
鳥取縣